



第 1 0 章 補助金等交付事業



フローラルガーデンよさみ

第10章 補助金等交付事業

1 合併処理浄化槽設置整備補助事業

合併処理浄化槽は、し尿の他に台所、洗濯、風呂などの生活排水を一緒に処理するもので、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べると数倍もきれいな水を放流することができることから、本市では、合併処理浄化槽の設置者に対して、平成元年度から補助制度を設けています。

また、令和2年度からは単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、転換の場合のみ補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けられることができる方

下水道法に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域において、主に自らの居住の用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に居住し、かつ当該建物に現に住所を有する方で、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する方。

◎ 補助対象となる浄化槽

BOD除去率90%以上かつ放流水のBOD濃度が20mg/L（日間平均値）以下及び総窒素濃度が20mg/L以下、または総リン濃度が1mg/L（日間平均値）以下の機能を有するとともに、かつ国庫補助指針に適合する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽

◎ 補助金の額

限度額は下表のとおり（千円未満切り捨て）

区 分	補助率	人 槽	補助限度額
単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換…A	4/10	5	444,000円
		6～7	486,000円
		8～10	576,000円
Aに伴う単独処理浄化槽、くみ取り便槽の撤去	1/1	-	+90,000円
Aに伴う宅内配管工事（くみ取り便槽からの転換を除く）	1/1	-	+300,000円

◎ 補助実績（単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換のみ）

年度 \ 区分	5人槽	7人槽	10人槽	合計	補助金交付額
平成28年度	7件	3件	0件	10件	6,980千円
平成29年度	3件	3件	0件	6件	4,380千円
平成30年度	0件	1件	0件	1件	486千円
令和元年度	2件	1件	2件	5件	3,976千円
令和2年度	6件	1件	1件	8件	6,359千円

2 次世代自動車購入費補助事業

自動車の排気ガスによる大気汚染が、わたしたちの生活環境に影響を与えるとともに、地球温暖化の要因の一つにもなっていることから、本市では、次世代自動車を購入する個人及び事業者に対して、平成 11 年度から補助金を交付しています。平成 30 年度より、過年度実施していた「低公害車購入費補助事業」及び「超小型電気自動車購入費補助事業」は本補助事業に統合されました。

また、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車については普及が進み、一般的な車種となったため、平成 30 年度 10 月より補助対象から除外しました。

◎ 補助金を受けることができる方

【個人用】…市内を使用の本拠とする次世代自動車を非営利かつ自ら使用する目的で新車購入した方で車検証の登録年月日前 6 ヶ月以上引き続き市内に住所を有し、かつ市税の滞納がない方

【事業用】…市内に事務所又は事業所を有し、市内を使用の本拠とする次世代自動車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するために新車購入し、かつ市税の滞納がない事業者（同一業者については 1 年度につき 1 台を限度とする。ただし、超小型電気自動車 1 台とその他補助対象車種 1 台の組み合わせは可）

◎ 補助対象となる車種

燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び超小型電気自動車

※ただし、事業用のプラグインハイブリッド自動車の場合は排気量 1800cc 以下のものに限る

◎ 補助金の額

金額は下表のとおり（千円未満切り捨て）

車種	区分	個人用	事業用
燃料電池自動車		最大 50 万円 ※車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定める当該車両の基準額との差額に 3 分の 2 を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の 10%	最大 40 万円 ※車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定める当該車両の基準額との差額に 12 分の 11 を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の 10%
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車		最大 30 万円 ※車両本体価格の 10%	15 万円
超小型電気自動車		最大 7 万円 ※車両本体価格の 10%	最大 7 万円 ※車両本体価格の 10%

◎ 補助実績

年 度	補助台数	補助金額	備 考
平成 28 年度	1,390 台	84,265 千円	燃料電池自動車 23 台 電気自動車 7 台 プラグインハイブリッド自動車 21 台 ハイブリッド自動車 1,339 台
	1 台	70 千円	超小型電気自動車 1 台
平成 29 年度	1,596 台	116,024 千円	燃料電池自動車 3 台 電気自動車 16 台 プラグインハイブリッド自動車 133 台 ハイブリッド自動車 1,444 台
平成 30 年度	770 台	60,643 千円	燃料電池自動車 5 台 電気自動車 17 台 プラグインハイブリッド自動車 68 台 ハイブリッド自動車 680 台
令和元年度	75 台	22,145 千円	燃料電池自動車 1 台 電気自動車 19 台 プラグインハイブリッド自動車 55 台
	1 台	70 千円	超小型電気自動車 1 台
令和 2 年度	66 台	20,620 千円	燃料電池自動車 7 台 電気自動車 15 台 プラグインハイブリッド自動車 44 台
	1 台	70 千円	超小型電気自動車 1 台

3 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業

地球温暖化対策の一環として、市民が行う創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーの取組を積極的に支援することにより、環境保全に対する意識の高揚を図るため、本市では住宅用地球温暖化対策設備の設置者に対して補助金を交付しています。令和元年9月30日までの申請をもって、「住宅用太陽光発電システム」の単体での補助は終了とし、代わりに刈谷市の補助対象設備の「HEMS」及び「住宅用リチウムイオン蓄電システム」又は「HEMS」及び「住宅用電気自動車等充給電システム」と「住宅用太陽光発電システム」を同一棟内に同時又は同一年度内に設置した場合は、「住宅用太陽光発電システム」を補助の対象としています。

◎ 補助金を受けることができる方

自らが居住する市内の住宅にシステムを購入し設置する方（実績報告時までの転入・転居者も含む）、または市内に住所を有し自らが居住する目的で市の補助認定を受けているシステム（太陽熱利用システムは補助認定不要）付の建売住宅を購入した方で、市税の滞納がない方

(1) 住宅用太陽光発電システム

本市では、クリーンエネルギーを利用することにより地球温暖化を防止し、私たちの生活環境をより良いものにするために、「住宅用太陽光発電システム」の設置者に対して、平成11年度から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう）の合計値とする）が10kW未満であるシステム

◎ 補助金の額

設置に要する費用の範囲内で、50,000円にシステムの最大出力値（3.6kWを限度）を乗じた額（千円未満切り捨て）

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成28年度	209件	39,934千円
平成29年度	164件	31,312千円
平成30年度	180件	34,476千円
令和元年度	205件	39,311千円
令和2年度	44件	8,388千円

(2) 高効率エネルギーシステム（エネファーム）

本市では、地球温暖化対策の一環として、エネルギーを無駄なく、効率的に利用することができる「高効率エネルギーシステム（エネファーム）」の設置者に対して、平成17年度から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

国の補助事業における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会により指定されている燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）

◎ 補助金の額

1基につき100,000円

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成28年度	51件	5,100千円
平成29年度	65件	6,500千円
平成30年度	85件	8,500千円
令和元年度	116件	11,600千円
令和2年度	87件	8,700千円

(3) 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）

本市では、地球温暖化対策の一環として、電力使用量の見える化等によりエネルギー使用量の削減につながる「住宅用エネルギー管理システム（Home Energy Management System:通称HEMS（へムス）」の設置者に対して、平成27年度から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象となるもの

◎ 補助金の額

設置に要する費用の範囲内で上限20,000円（千円未満切り捨て）

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成28年度	52件	1,040千円
平成29年度	45件	900千円
平成30年度	69件	1,380千円
令和元年度	120件	2,400千円
令和2年度	89件	1,780千円

(4) 住宅用リチウムイオン蓄電システム

本市では、地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電による「再生エネルギー」等の蓄電や、電力需要のピーク時など必要に応じた電力の使用を行える「住宅用リチウムイオン蓄電システム」の設置者に対して、平成30年度から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

国の補助事業における補助対象システムとして一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの

※過去に一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象設備として登録されていたシステムも補助対象

◎ 補助金の額

設置に要する費用の範囲内で上限100,000円（千円未満切り捨て）

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成30年度	69件	6,900千円
令和元年度	170件	17,000千円
令和2年度	133件	13,300千円

(5) 住宅用電気自動車等充給電システム

本市では、地球温暖化防止対策の一環として、住宅から再生エネルギー等を電気自動車等に利用でき、自動車等が蓄えた電力を住宅の家庭用電力として利用できる「住宅用電気自動車等充給電システム」の設置者に対して、平成30年度から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

国の補助事業における補助対象システムとして一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの

◎ 補助金の額

設置に要する費用の範囲内で上限50,000円（千円未満切り捨て）

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成30年度	1件	50千円
令和元年度	0件	0千円
令和2年度	1件	50千円

(6) 住宅用太陽熱利用システム

本市では、クリーンエネルギーを利用することにより地球温暖化を防止し、私たちの生活環境をより良いものにするために、「住宅用太陽熱利用システム」の設置者に対して、平成18年度から補助金を交付しています。

ただし、「住宅用太陽光発電システム」と一体型のシステムを設置した方については、「住宅用太陽光発電システム」との併給はできません。

◎ 対象システム

以下の太陽熱利用システムで、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの

- ・自然循環型システム
- ・強制循環型システム
- ・空気集熱型システム

◎ 補助金の額

自然循環型システム	25,000 円
強制循環型、空気集熱型システム	50,000 円

◎ 補助実績

年 度	補助件数			補助金額
	自然循環型	強制循環型	空気集熱型	
平成28年度	4 件	0 件	0 件	100 千円
平成29年度	3 件	2 件	0 件	175 千円
平成30年度	5 件	1 件	0 件	175 千円
令和元年度	2 件	0 件	0 件	50 千円
令和2年度	2 件	0 件	0 件	50 千円

4 生ごみ処理機器購入費補助事業

本市では、一般家庭から排出される生ごみの減量及び市民の減量意識の向上を図るため、コンポスト容器の購入者に対しては平成6年度から、加熱、バクテリア等で生ごみを分解する生ごみ処理機の購入者に対しては平成9年度から補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

市内に住所を有する方、市内に共同住宅を所有する方、または市内に共同住宅を建設する事業者のうち、市長があらかじめ承認した販売指定店で補助金対象機器を購入した方で、市税の滞納がない方

※1世帯につきそれぞれ1基とし、買い換えについては、生ごみ処理機、コンポスト容器ともに前回補助を受けて購入した日から3年経過すれば、再び補助を受けることができる

◎ 対象機器

生ごみ処理機・・・生ごみを単に粉砕するだけでなく加熱、バクテリア等による分解等の方法により、減量し、又は消滅させる機器で、耐久性があり衛生的で水分等が漏れない構造のもの

コンポスト容器・・・容量が70リットル以上で底部がなく、上部にふたがある機器で、悪臭、害虫等が外部に発散することのない構造及び材質で、生ごみの堆肥化が促進できるもの

◎ 補助金の額

販売価格の2分の1に相当する額以内とし、限度額は下記のとおり（100円未満切り捨て）

生ごみ処理機 30,000円
コンポスト容器 5,000円

◎ 補助実績

年 度	生ごみ処理機		コンポスト容器		合計
	補助件数	補助金額	補助件数	補助金額	
平成28年度	40件	1,067,600円	12件	37,300円	1,104,900円
平成29年度	23件	648,200円	20件	58,600円	706,800円
平成30年度	35件	952,000円	13件	42,800円	994,800円
令和元年度	31件	833,400円	16件	64,500円	897,900円
令和2年度	48件	1,162,300円	19件	59,700円	1,222,000円

5 資源回収奨励報償事業

本市では、ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収を実施している団体に対して平成2年度から報償金を交付しています。

◎ 対象団体

市内に活動拠点をもち、地域社会に貢献できる性格をもち、営利を目的としない団体

◎ 対象品目

古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック等）

布類（古着、ボロ布）、金属類（空き缶、金属くず類）

◎ 報償金の額

対象品目の回収量 1kg につき 6 円（1kg 未満は切り捨て）

※対象品目に引き取り料が生じた場合は、回収量 1kg につき最高 4 円まで報償金を加算

※毎月 1 回以上の活動（業者による戸別回収を除く）が可能で、年間資源回収実施計画書を提出した団体が回収した資源、および資源回収所で回収された資源については、回収量 1kg につき 1 円報償金を加算

◎ 実績

年 度	団体数	古紙類	布類	金属類	総回収量	交付額
平成 28 年度	128	3,191,397kg	30,089kg	54,801kg	3,276,287kg	22,078,257 円
平成 29 年度	127	3,055,694kg	23,235kg	52,630kg	3,131,559kg	21,066,573 円
平成 30 年度	127	2,856,054kg	23,581kg	50,368kg	2,930,003kg	19,690,968 円
令和元年度	127	2,571,370kg	25,687kg	51,422kg	2,648,479kg	17,856,652 円
令和 2 年度	120	2,362,552kg	22,507kg	46,403kg	2,431,462kg	16,397,341 円

6 資源回収所設置費補助事業

本市では、ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、常設の資源回収所を設置した自治会に対して平成20年度から補助金を交付しています。

◎ 対象団体

回収所を自ら設置し、かつ、継続して適正に管理ができる自治会

◎ 対象事業

回収施設の設置及び付属物の購入を対象

ただし、1箇所につき1回を限度とし、施設の建て替え及び修繕並びに付属物の追加購入については、補助の対象としない

◎ 補助金の額

対象事業に係る費用の10分の9に相当する額以内とし、上限600,000円(千円未満切り捨て)

◎ 補助実績

年 度	設置数	設置団体名	設置場所	開設日
平成28年度	2	泉田自治会	泉田町中西9-4 (八王子神社西)	H28. 8. 8
		刈谷西部自治会	市原稻荷神社境内	H29. 2. 2
平成29年度	0	—	—	—
平成30年度	1	今岡自治会	今岡日向集会所斜向い (今岡町日向7-7番地)	H31. 2. 25
令和元年度	2	今川自治会	今川町上池交差点横	R1. 6. 14
			今川町山ノ端前 (有) 中部工芸横	R2. 2. 19
令和2年度	0	—	—	—